

第3回町田市景観審議会専門部会 会議録

日 時	2022年9月28日(水) 午後1時30分～午後2時30分
場 所	オンライン (Webex)
出席者	<p><委員> (敬称略) 3名 中島直人、加藤幸枝、名和田是彦</p> <p><事務局> 6名 都市整備担当部長 地区街づくり課職員</p>
傍聴者	無

■会議内容

○開会

- ・挨拶、会議の公開に関する報告、資料確認

○議題

- ・今後の景観施策のあり方について
答申案の取りまとめ

○閉会

■配布資料

○開催通知

○次第

○資料：町田市の景観施策のあり方について答申案

■議事

○挨拶

- 「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定による会議の公開に関する報告
(傍聴者0名)

○資料確認

○議題

【部会長】 今後の景観施策のあり方について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 <資料について説明>

【部会長】 答申案について質問、意見をいただきたい。今回での意見をまとめて最終的な答申案としたい。

【委員】 答申案について、特に異論はない。このように、数年ごとの景観行政を見直すことはよいことである。

p4「対応方法」に「景観条例に規定」とあるが、景観形成基準の見直し等、景観条例の中で具体的には景観誘導の仕組みをどのように記載していくのか。

p4「今後取り組む景観施策の具体的イメージ」について、公共施設の協議において施設単体で捉えずに、周辺環境一帯の魅力を高めることは大変重要である。行政指導は、一定の市民

社会への介入であるため、明確な基準、手続きで行われるべきである。例えば、真鶴町の「美の基準」の運用については、どんな案件に対してどんな基準が適用されるのかが曖昧で、届出・申請する側がどんなことに気を付ければよいのかが分からないため、やや恣意的であると感じていた。その点、今回の検討で、公共施設の協議時の考え方をチラシ、手引きで明示することは大変良いと考える。届出・申請する側に論点やどんな手続きが必要であることを明示することは大切である。マンセル値等をしっかり定めて窮屈なものになってしまう事を言っているのではなく、景観の美しさに関する共通の考え方を職員の研修や市民への普及啓発により広めていくことが大切である。

「住みよい街づくり条例」との連携には期待している。

【事務局】 きめ細やかな景観形成基準を設定するものは、景観条例よりも景観計画に記載する部分が多い。区域の区分を重ねたり緑化基準を規定する部分は、景観条例への記載が必要であると考ええる。「景観計画に記載」という表現も加えたい。

【委員】 答申案について、大きく異論はない。3点意見を申し上げたい。p3の「景観施策検討の基本的な考え方」の「実」「将」「変」のアイコンがp4にもつながる点はわかりやすいが、アイコンを色分けして情報の優先度をコントロールすると分かりやすくなる。

情報量が多くなっているため、p3の吹き出しに関しては枠と線に色が無い方が絵に目が行きやすい。

p4「対応方法」も、整理をすると「景観計画」「景観条例」「屋外広告物条例」「その他」と整理できるので、p5の【見直しが必要となる計画・施策】①～④や【計画・施策を効果的に推進するための体制等の整備】と連携する表現にするとわかりやすい。

【部会長】 前回議論の内容が反映されている。「実」「将」「変」アイコンがつぶれてしまってほとんど読めないのも、もう少し効果的にアイコンを使ってほしい。

p3のイラストの「●駅や主要な通りの近くにある住宅地周辺」が、どんな場所なのかわかりにくい。「町田市都市づくりのマスタープラン」の表現を引用しているものか。

【事務局】 「町田市都市づくりのマスタープラン」の4つの市街地におけるひとつの категорияである。想定する場所は、町田駅や鶴川駅といった拠点駅以外の玉川学園前駅や相原駅、成瀬駅の周辺、幹線道路沿い、大規模団地を切り出したものである。

【部会長】 基本的には「町田市都市づくりのマスタープラン」からの引用ということで問題ない。最も難しいのが拠点駅、住宅地と丘陵地の間にあり、個性がわかりにくい「駅や主要な通りの近くにある住宅地周辺」のエリアである。今後、景観施策がこういった場所で何を指すのかは重要となってくるであろう。

もう一点、p4「景観施策検討の方向性」③のソーラーパネルに関する文章は、景観づくりの視点から積極的に取り入れるのではなく、むしろ起きている事象に対応していくような項目ではないか。現在の③の表現では、ソーラーパネルが景観づくりに貢献していて、促進していくような姿勢に読めてしまい、違和感を覚える。

【事務局】 p4「景観施策検討の方向性」③としては、ソーラーパネル等の生活を豊かにするようなものへの景観的な対応を図ることが重要であることと、エリアマネジメント広告を積極的に取り入れていくこと。部会長に相談させてもらいながら、修正していきたい。

【部会長】 「対応」する旨がきちんと入っていれば問題がないと考える。

【委員】 答申案は通常文章で書いてあるものであり、今回のように文章ではないもので提出することで思いが伝えきれないものとなっている。景観審議会に上げる際に、「対応」というニュアン

スを共有していただけるよう、その思いを説明していただくのがよい。

p3 のイラストは、近景・中景・遠景でいうところの中景に着目した絵のように見える。例えば、三輪緑山から丹沢山系など、遠景として素晴らしい景観が多くある。また、近景としては生活風景が挙げられる。中景は拠点の景観であろう。今回の答申の中で取り上げた景観は中景が多くあり、近景・遠景も意識した具体的な景観施策を共有できるとよい。

【部会長】

引用している「町田市都市づくりのマスタープラン」では、地区単位のまとまりの書き方になっているが、景観づくりは「町田市都市づくりのマスタープラン」とは異なるスケールだと考えるので、これからも検証していく大事な考え方である。

修正内容の確認は私に一任していただくということでお願いしたい。10月の景観審議会では答申案の内容を私から報告する。

【事務局】

部会長に確認してもらいながら答申案を作成していきたい。10月の景観審議会では了解が取れたら、(案)が外れることとなる。同日中に制度設計についての諮問も考えている。専門部会の委員には、引き続き制度設計の部会にも専門的な立場から委員を引き受けていただきたい。制度設計の検討は、5回の専門部会にて制度設計を取りまとめて条文に落とす。かなりタイトなスケジュールになっている。第1～3回の専門部会で骨子を取りまとめ、第4、5回専門部会で条文へ落とし込むことをイメージしている。大きく捉えると、「屋外広告物」と「景観計画」の大きく二つの内容。加藤委員には「屋外広告物」に関する内容を、中島委員には屋外広告物以外の「景観計画」の見直しの内容を、名和田委員には、「屋外広告物」と「景観計画」の二つの内容を条例条文に落としていく際に、事前相談させていただき、専門部会に上げていきたい。

制度設計のその他の専門部会委員として、関係団体及び市民団体の代表、オブザーバーとして東京都の緑地景観課が参加する予定。

引き続き協力いただきたい。

○閉会

— 了 —